

小山工業高等専門学校運営諮問会議規程

制 定 平成 30 年 3 月 7 日

(設置)

第 1 条 小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、学校運営に関し、広く学外の有識者から意見を求めるため、運営諮問会議（以下「会議」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 会議は次に掲げる事項について、校長の求めに応じ意見を述べるものとする。

- 一 本校の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項
- 二 本校の教育研究活動等の状況に関する重要事項
- 三 その他本校の運営に関する重要事項

(組織)

第 3 条 会議は、本校の教職員以外の者で、高等専門学校に関し広くかつ高い見識を有する者のうちから、校長が委嘱した若干名の委員をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第 5 条 会議の議長は、委員の互選により選出する。

- 2 議長は、会議の会務を総括する。

(運営)

第 6 条 会議は、校長が招集する。

- 2 会議は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第 7 条 会議に関する事務は、総務課が行う。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校参与会規程（平成 16 年 12 月 1 日制定）は廃止する。